

中国運輸局 広島 運輸支局長 殿

一般貨物自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)  変更事前届出書  
 変更認可申請書

住 所 (〒)

\_\_\_\_\_

(フリガナ)

\_\_\_\_\_

申 請 者

印

代 表 者 (役職)

(氏名)

\_\_\_\_\_

電 話 番 号

\_\_\_\_\_

連 絡 先 ( 申 請 者 ・ 代 理 人 の 別 )

(担当者)

(電話番号)

(Fax番号)

\_\_\_\_\_

(メールアドレス)

\_\_\_\_\_

変更しようとする事項

- ・ 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数
- ・ 各営業所に配置する運行車の数

変更を必要とする理由

---

官庁使用欄(変更認可申請の場合のみ)

第 号

本件は申請のとおり認可する。

令和 年 月 日

中国運輸局 運輸支局長 印

## 1.各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

## 普通自動車

所属営業所	新					旧				
	普通	小型	牽引	被牽引	計	普通	小型	牽引	被牽引	計
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
合計										

※運行車については、内数を( )書きで記載する。

## 霊きゆう自動車

所属営業所	新					旧				
	宮型	洋型	バン型	バス型	計	宮型	洋型	バン型	バス型	計
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
合計										

## 2.変更する自動車の明細

所属営業所	増・減車の別	内訳	車名	年式	最大積載量	車体の形状	登録番号又は車台番号
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		
営業所	増・減				kg		

※内訳には、普通自動車にあっては普通・小型・牽引・被牽引の別、霊きゆう自動車にあっては宮型・洋型・バン型・バス型の別を記載すること

※車体の形状欄には、平型、タンクローリー、バン型等の別を記入する。

※特別積合せ貨物運送にかかる運行車については、その旨を余白に記載する。

## 3.増減車予定日

令和 年 月 日から実施する。

別紙(増車を行う営業所ごとに添付してください。減車のみを行う場合は不要です。)

4.自動車車庫の位置及び収容能力並びに増車後の車庫必要面積

(1)自動車車庫の位置及び収容能力

所属営業所名【                      】営業所

		位置	収容能力(X)
第1車庫			㎡
第2車庫			㎡
第3車庫			㎡
第4車庫			㎡

(2)車庫別収容車両明細

普通自動車

	配置車両及び所要面積					Y / X × 100 (%)
	普通	小型	牽引	被牽引	計(Y)	
第1車庫	38 ㎡ × 両	11 ㎡ × 両	27 ㎡ × 両	36 ㎡ × 両	両	%
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
第2車庫	38 ㎡ × 両	11 ㎡ × 両	27 ㎡ × 両	36 ㎡ × 両	両	%
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
第3車庫	38 ㎡ × 両	11 ㎡ × 両	27 ㎡ × 両	36 ㎡ × 両	両	%
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
第4車庫	38 ㎡ × 両	11 ㎡ × 両	27 ㎡ × 両	36 ㎡ × 両	両	%
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	

霊きゆう自動車

	配置車両及び所要面積					Y / X × 100 (%)
	宮型	洋型	バン型	バス型	計(Y)	
第1車庫	14 ㎡ × 両	14 ㎡ × 両	13 ㎡ × 両	20 ㎡ × 両	両	%
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
第2車庫	14 ㎡ × 両	14 ㎡ × 両	13 ㎡ × 両	20 ㎡ × 両	両	%
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
第3車庫	14 ㎡ × 両	14 ㎡ × 両	13 ㎡ × 両	20 ㎡ × 両	両	%
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
第4車庫	14 ㎡ × 両	14 ㎡ × 両	13 ㎡ × 両	20 ㎡ × 両	両	%
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	

※各種別の1台あたりの所要面積は参考値です。

※車庫の面積に余裕がない場合は、車両明細書及び車両配置図を添付して下さい。

※増車に伴い、新たに運行管理者の追加選任を必要とする場合は、検査整備保安担当へ届出の提出が必要です。

中国運輸局 広島 運輸支局長

## 宣誓書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 貨物自動車運送事業法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である。  はい  いいえ
- 2 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である。  はい  いいえ
- 3 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている。  はい  いいえ
- 4 変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる。(当該合計が10両以下であるときを除く。)  はい  いいえ

### 項目4の算定根拠

営業所	申請後の配置車両数 (a)	申請日から起算して3ヶ月前時点の配置車両数 (b)	当該合計 (c)=(a)-(b)	割合 (c)÷(b)×100

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

印

別紙宣誓書の項目1～4のいずれかに「はい」があるため認可により増車を申請する場合に追加添付してください(法人事業主用)

中国運輸局 広島 運輸支局長

## 宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあつては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

なお、宣誓日以降処分日までの間に宣誓した内容と相違することとなった場合には、直ちに報告いたします。

- 1 申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。)又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長(運輸監理部長を含む。)から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。)ではないこと。
- 2 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所(営業所の新設を行う場合にあつては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所)に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと(当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。)
- 3 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。
- 4 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること(特別な事情がある場合を除く。)
- 5 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。
- 6 施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃(以下「運賃」という。)と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金(以下「料金」という。)とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

(法人) \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_ 印

代 表 者 \_\_\_\_\_

(役員) 役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(役員) 役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(役員) 役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(役員) 役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(役員) 役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

中国運輸局 広島 運輸支局長

## 宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

なお、宣誓日以降処分日までの間に宣誓した内容と相違することとなった場合には、直ちに報告いたします。

- 1 申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。)又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長(運輸監理部長を含む。)から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。)ではないこと。
- 2 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所(営業所の新設を行う場合にあつては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所)に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと(当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。)
- 3 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。
- 4 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること(特別な事情がある場合を除く。)
- 5 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。
- 6 施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃(以下「運賃」という。)と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金(以下「料金」という。)とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印